

中東遠看護専門学校組合運営委員会条例

平成3年8月31日 条例第19号
改正 平成16年3月4日 条例第1号
平成16年10月22日 条例第3号
平成25年3月6日 条例第2号

(目的)

第1条 中東遠看護専門学校運営委員会（以下「委員会」という。）は、中東遠看護専門学校組合の円滑な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

第4条 前条の役員は、委員の互選により選出する。

2 会長は、委員会を代表し、会議を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(顧問及び参与)

第5条 委員会に顧問及び参与を置くことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要と認めたとき開催する。

2 会議は、会長が議長となる。

(幹事会)

第7条 委員会に幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、委員会で定める。

3 幹事会は、委員会で協議すべき事項について必要な調整を行うほか、会長の委嘱により軽微な事項を協議する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、中東遠看護専門学校組合事務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月4日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月22日条例第3号）

この条例は、平成17年1月17日から施行する。

附 則（平成25年3月6日条例第2号）

この条例は、平成25年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

中東遠看護専門学校組合運営委員会委員

磐田市長

磐田市立総合病院長

掛川市長

掛川市・袋井市病院企業団立中東遠総合医療センター院長

袋井市長

御前崎市長

市立御前崎総合病院長

菊川市長

菊川市立総合病院長

森町長

公立森町病院長